

【取扱い厳重注意】

平成24年2月29日

## 調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員

仁保 智紀

平成24年2月29日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

防衛省大臣官房文書課課長 井上 一徳

##### 2 聴取日時

平成24年2月29日午後3時00分頃から同日午後3時45分頃まで

##### 3 聴取場所

防衛省文書課長室

##### 4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

自衛隊の災害派遣、清水東電社長の輸送、現地調整所の設置経緯について  
別紙のとおり

#### 第3 特記事項

なし

以上

### 1. 被聴取者の身分

私（井上課長）は、緊急事態が発生した場合に省内の情報共有・調整のハブとなる事態対処課の課長として事故対応に当たった。また、緊急時に大臣が幕僚長に対して動員命令を行う際には、運用企画局長（現在の櫻井内閣官房副長官補）が運用面について大臣を補佐することが予定されていたが、同局長が緊急参集チーム要員として官邸に詰めていたため、私が大臣の補佐に当たった。

### 2. 自衛隊の災害派遣について

都道府県知事からの災害派遣要請は、各部隊（方面総監等）に対して行われ、要請への対応は各部隊が決定できる。一旦災害派遣命令が発出されると、その後の部隊の個別の派遣・移動について再度要請を行う必要はなく、県災対本部等を経由することなく、現場で調整が可能である。なお、全国の部隊を動員する必要がある場合には、防衛大臣名で大規模災害派遣命令が出され、以後、統幕長権限で全国の部隊の動員が可能となる。

今回の地震・事故対応においては、福島県からの災害派遣要請は東北方面総監になされた。その後、全国の部隊を動員する必要が出てきたので、18時に防衛大臣名で大規模災害派遣命令を発出した。また、19時20分に行われた原災本部長（総理）要請に基づき、19時30分、同じく防衛大臣名で原子力災害派遣命令を発出した。福島県への自衛隊の派遣の詳細については、統幕のタケモト運用二課長に聞いてほしい。

（当方より、3月14日、福島第一原発周辺に派遣されていた部隊が郡山に移動した経緯について問うたところ）これは現場の指揮官の判断によるものであろう。

（当方より、現地対策本部住民安全班長がオフサイトセンターいた自衛隊員に対し周辺住民の救助を要請したところ、部隊が違うとの理由で断られ、改めて県災対本部を通じて自衛隊への要請が行われたことについて問うたところ）その隊員は、自らの判断で上官命令と異なる活動には従事できないと考え、上級部隊と調整してほしいという趣旨でそのような回答をしたのではないか。ただし、このような調整を行うに当たっては、現場からしかるべき上級部隊に直接依頼すればよく、必ずしも県庁を経由する必要はない。

### 3. 清水東電社長の輸送拒否について

（経緯はよく分からないが、おそらく伊藤危機管理監から）3月11日夜、緊急参集チームに詰めていた櫻井局長に対して「清水社長を自衛隊ヘリで輸送してもらえないか」との打診があり、21時40分頃、同局長から私のところにその旨連絡があった。そこで私は、事態対処課職員に対し「準備を進めておくよう統幕に伝えるように」と指示した。

その後の22時頃、事態対処課職員が大臣秘書官を通じて北澤大臣に本件について諮ったところ、同大臣からは「自衛隊の輸送能力は全て震災対応に当てるように。」との指示があった。当時、現場においては、清水社長の輸送に向けた準備が進められていたが、

## 【取扱い嚴重注意】

連絡が十分ではなかったため、この大臣指示は現場に伝えられなかった。

その後の 23 時 20 分頃、確認の意味で本件について私から北澤大臣の意向を直接伺ったところ、大臣からは再度「被災地の惨状にかんがみ被災者救援等のための輸送を最優先すべき。」との指示があった。この時私は、「23 時 40 分に離陸できるよう準備を進めている」旨の報告を受けていたため、輸送機は離陸していないとの認識であった。

大臣室から戻ると、「23 時 30 分に清水社長を乗せた輸送機が離陸した。」との報告があり、私は上記大臣指示を踏まえ、「離陸直後であれば引き返すように。」と指示した。

### 4. 現地調整所の設置経緯について

3 月 17 日からの自衛隊による福島第一原発への放水開始を受け、翌 18 日、自衛隊内部の連絡・調整を行うべく、統幕長指示に基づき「現地調整所」が常磐自動車道四倉パーキングエリアに設置された。

経緯はよく分からないが、同 18 日午前 11 時頃、伊藤危機管理監から、「緊参チームでの議論を踏まえ、放水等のオペレーションの調整について、① J ビレッジに「現地調整所」を置く、②具体的な実施方針は、現地調整所で自衛隊が中心となり整理し決定する、③①及び②は総理、防衛大臣、経産大臣了解済み」等の口頭指示がなされた。私は、この連絡を受け、上記指示を統幕経由で現場に伝えた。

その後、経緯はよく分からないが、同 18 日、統合本部（東電本店）に詰めていた自衛隊員（吉野 1 佐）から「3 月 18 日の放水活動基本方針について」（別添 1）という紙が決定事項として送られてきた。私は、上記危機管理監指示を明文化したものであろうと思ったが、細野補佐官名で発出されていることや、「自衛隊が全体の指揮をとる」との記載について、権限関係や法的根拠が不明確であるとの違和感を持っていた。

その後、経緯はよく分からないが、自衛隊が中心となって現地の活動を調整するには総理指示が必要ということになり、3 月 19 日頃、緊急参集チームにおいて、関係省庁の間で協議が行われ、指示案文（別添 2 参照）が作成されていた。なお、防衛省（少なくとも事態対処課）から総理指示の作成・発出について働きかけを行った事実はない。

その後の 3 月 20 日、防大卒業式後に菅総理と北澤大臣が協議を行い、同大臣から総理指示の必要性を指摘したところ、総理からも、「私からきちっと指示を出しておきたい。」との反応があった。これを受け、同日中に、原災本部長名で指示が発出された。

以上



18:40 緊急参集チームの議論と経たもの

23.3.19 18:40

別添2

ver.5

指 示 (案)

平成 23 年 3 月 19 日  
〇〇時〇〇分

警 察 庁 長 官 殿  
消 防 庁 長 官 殿  
防 衛 大 臣 殿  
福 島 県 知 事 殿  
東 京 電 力 株 式 会 社 取 締 役 社 長 殿

原子力災害対策本部長  
(内閣総理大臣)

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 1 福島第一原子力発電所施設に対する放水、観測、及びそれらの作業に必要な業務に関する現場における具体的な実施要領については、現地調整所において、自衛隊が中心となり、関係行政機関及び東京電力株式会社の間で調整の上、決定すること。
- 2 当該要領に従った作業の実施については、現地に派遣されている自衛隊が現地調整所において一元的に管理すること。